

岩倉市における早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 4 月 7 日
市長 久保田 桂朗

今般、組織の活性化等を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和 40 年条例第 1 号）第 13 条の 6 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

岩倉市に勤務するもののうち、岩倉市職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 33 号）の適用を受ける職員で、令和 6 年 3 月 31 日に「勤続 25 年以上」かつ「55 歳以上 59 歳以下」の者。

ただし、次の（１）又は（２）に該当する職員は応募することができない。

- （１）令和 6 年 3 月 31 日までに定年に達する職員（※退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者）
- （２）令和 5 年 4 月 7 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 4 月 26 日まで（募集の期間）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 11 名

3 募集の期間（応募受付期間）

令和 5 年 4 月 7 日（金）から

令和 5 年 4 月 26 日（水）午後 5 時 15 分まで

4 退職すべき期日 令和 6 年 3 月 31 日（日）

5 応募の手続き

- （１）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申

請書」(別記様式第1号)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、
所属長を経由し、秘書企画課長へ提出する

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※令和5年6月30日(金)までに通知

※不認定になる場合は以下のとおり

- ①この募集実施要項に適合しない場合
- ②応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が、募集人数11名を超えた場合は、次の基準により選考を行う
 - ・第1：年齢順(降順)
 - ・第2：勤続年数順(降順)
 - ・第3：職位順(降順)

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別記様式第2号)を応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

総務部秘書企画課秘書人事グループ

担当 小野 内線(521)

別記様式第 1 号

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(組合市町村の長等) 応募年月日 年 月 日
岩倉市長 久保田 桂朗 殿 応募申請者

私は、愛知縣市町村職員退職手当組合退職手当条例第 13 条の 6 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 4 月 26 日まで
退職すべき 期日又は期間	令和 6 年 3 月 31 日
備 考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級号給	給料表[]級.....号給		
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

(注) 令和 5 年 4 月 1 日現在で記入すること。

※組合市町村の長等記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(組合市町村の長等) 取下げ年月日 年 月 日

岩倉市長 久保田 桂朗 殿 取下げ申請者

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間		令和5年4月7日から令和5年4月26日まで	
退職すべき 期日又は期間		令和6年3月31日	
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日		年 月 日	
退職すべき期日又は期間			

受理年月日	年 月 日
応募申請書の 受理番号	